

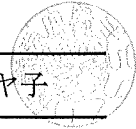
様式第1号（第5条関係）



令和 3 年 4 月 1 日

笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市大島中1839-6
協 議 会 名	大島まちづくり協議会
協 議 会 長 名	会長 浅野 ツヤ子



令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,576,000 円

【添付書類】

- （1）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- （2）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- （3）事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- （4）まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- （5）その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 大島まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会	1回	
	理事会・役員会	夫々3～4回	
	実行委員会	4～5回（祭り、収穫祭等）	
	ミーティング	月1回（サロン等	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	広報	【目的】 様々な情報をタイムリーに発信する。	ホームページのタイムリーな更新。 笠岡放送の回覧板の有効活用ともう一つの 情報発信方法を探す。 サロンの見やすいチラシ作り。
		【効果】 関係人口の増加につながる。	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
【効果】			
	【目的】		
	【効果】		

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 大島まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,576,000	
その他収入	0	
その他		
計	1,576,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	800,000	会長19,600円×12月, 事務員37,000円×12月, 事務員10,000円×12月
賃借料	240,000	@20,000X12ヶ月
光熱水費	120,000	@10,000X12ヶ月
運営費	298,000	
消耗品費	19,000	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	45,000	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	36,000	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	198,000	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	118,000	
広報	118,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,576,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

計	298,000	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
コピー用紙	8,500	1700円/5冊入 x 5箱
ペーパータオル	7,300	3650円/1箱 (200枚 X 25/箱) X 2箱
トイレットペーパー	3,200	3200円/1箱 (60R)
消毒液		
計	19,000	

食糧費

内 容	金 額	積 算
ミネラルウォーター	21,000	(1750円 X 1本/月) X 12ヶ月
コーヒー他	24,000	2000円/月 X 12ヶ月
計	45,000	／

印刷製本費

[illegible]

修繕料

内 容	金 額	積 算
計	0	

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
電話料金	36,000	3000円 X 12ヶ月
計	36,000	/

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
コピー機リース料	198,000	16500円/M X 12ヶ月
計	198,000	/

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

広報

118,000

月

内 容	金 額	積 算
チラシ制作（廣常氏	8,000	2000円 X 4ヶ月
計	8,000	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
NHK	22,920	年1回
笠岡放送	23,430	年2回
ユメネット	46,200	3850円/MX12ヶ月
コムバレット	17,450	ホームページ保守料
計	110,000	／

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

賃貸借契約書

賃貸人（以下甲）指定管理者 大島まちづくり協議会 と

賃借人（以下乙）大島まちづくり協議会 との間で、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

（目的物件）

第1条 甲はその所有する次に表示の建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約します。

建物所在 笠岡市大島中1839番地の6

種 類 一般建物

構 造 鉄筋平屋建

（期 間）

第2条 賃貸借の期間は、令和元年6月30日から令和2年3月31日までの1年間とします。

ただし、甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は自動更新するものとします。

（賃 料）

第3条 賃料は、年額240,000円とし、乙は毎月末日までに甲へ支払うものとします。

（使用目的）

第4条 乙は、建物を大島まちづくり協議会事務所として使用するものとします。

（契約解除）

第5条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由の生じたときは、乙に対して何ら通知催告をすることなく、本契約を解除することができる。

(1) 賃料の支払いを怠ったとき

(2) その他本契約に違反したとき

（明け渡し）

第6条 乙は、本契約が終了したときは、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有物を自己の費用で撤去し、本件建物を原状に復したうえ甲に明け渡す。

以上のとおり契約が成立しましたので、本契約書2通を作成し、各自記名押印の上各1通を所持します。

令和元年6月30日

甲) 賃貸人 住所 笠岡市大島中1839番地の6

氏名 指定管理者 大島まちづくり協議会 副会長 浅野 和彦



乙) 賃借人 住所 笠岡市大島中1839番地の6

氏名 大島まちづくり協議会 会長 浅野 ツヤ子



大島まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、笠岡市自治基本条例の基本理念に基づき、笠岡市と協働で地域住民が安全で安心のできる魅力あふれるまちづくりを推進することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、大島まちづくり協議会という。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、笠岡市大島中1839-6番地大島海に見える家内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の安全、安心システムの構築
- (2) 地域住民の生きがいつくり
- (3) 地域住民のコミュニティの場づくり
- (4) 地域の文化財（有形、無形）の保全と継承
- (5) 郷土の景観の保全と有効活用（御嶽山外）
- (6) その他本会の目的に必要な事業

第2章 構 成

(会 員)

第5条 本会は、大島中学校区に居住する住民及び各種団体に構成する。

第3章 役員及び職務

(役員の種別)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 代議員 50名以内
- (5) 監 事 2名
- (6) 必要に応じて相談役及び顧問を置くことができる。

(役員の選出等)

第7条 代議員は、地域の各種団体から選出する。

2 理事は、代議員の中から互選する。

3 会長及び副会長は、理事の中から互選する。

4 監事は、相談役、顧問及び代議員以外の会員の中から選出する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1期2年とするが、再任を妨げない。但し、会長職の再任については、最大3期までを原則とする。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは職務を代理する。

3 理事は理事会に出席し、本会の運営について協議する。

4 代議員は代議員会議に出席し、本会の目的である第4条に定める事業の円滑な推進について協議すると共に、実践活動の中心的役割を担う。

5 監事は、本会の会計監査を行う。

第4章 事務局

第10条 本会の会計及び日常業務を処理するため事務局職員を置くことができる。

2 事務局職員の任命は、理事会の同意を得て会長が行う。

第5章 会議

(招 集)

第11条 会議は会長が招集する。

(総 会)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第13条 総会は、第6条の役員をもって構成する。

第14条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会の同意を得て会長が必要と認めたとき。

(2) 役員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき。

第15条 総会は、役員の2分の1以上の出席がなければ、開会することはできない。

第16条 総会の議長は、その総会に出席した役員の中から選出する。

第17条 総会は次の事項を議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(5) 事務局の組織及び運営

(6) その他運営に関する重要事項

第18条 総会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長
の決するところによる。

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 役員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を
付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押
印しなければならない。

(理事会議)

第20条 理事会議は、会長、副会長及び理事で構成し、本会の運営等について審議する。

(代議員会議)

第21条 代議員会議は、会長、副会長、理事及び代議員で構成し、地域及び各種団体の
問題を解決する方策等について協議、決定する。

(部 会)

第22条 総会、理事会及び代議員会で議決された事項を円滑に推進するため、必要に応
じて部会を設けることができる。

第6章 会 計

(会 計)

第23条 本会の運営等に要する経費は、補助金、寄附金及びその他の収入金により賄う
ものとする。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第7章 その他

(規約の変更)

第25条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければ変更する
ことができない。

(その他)

第26条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の会計年度は、第24条の規定にかかわらず、設立の日からその年の3月31日までとする。